

## 医科診療報酬点数表関係

### 【入院基本料】

(問1) 特定集中治療室管理料の届出病床に入院する患者で、当該管理料を算定せず、7対1入院基本料を算定している場合は、特定集中治療室管理料の一般病棟用の重症度、医療・看護必要度で評価してもよいのか。  
また、該当患者割合の計算に含めなくても良いのか。

(答) ~~当該管理料を算定する治療室に入院する患者については、「特定集中治療室用の重症度、医療・看護必要度」で評価を行い、また、該当患者割合の計算式に含めなければならない。~~

~~(7対1入院基本料の届出病床以外に入院している患者で7対1入院基本料を算定している場合、7対1入院基本料の該当患者割合の計算式に含めることはできない。)~~

そのとおり。

なお、このような場合に、7対1入院基本料の該当患者割合の計算式に含めることはできない。